

女子教育の変遷にみる女紅場について

泉 敬子・倉田 まゆみ

Studies on “The Jokouba” in History of Japanese Women’s Education

Keiko Izumi, Mayumi Kurata

〈緒論〉

教育はそれぞれの時代の社会情勢や文化の発展、更には諸外国の影響などにより変化して来ている。日本では戦前までは女子は大学教育を受けることが出来なかった。僅かに東北帝国大学のみが女子の入学を許可していた。日本女子大学や東京女子大学などは大学の名称をつけてはいるものの何れも専門学校であった。第二次世界大戦後、学制の改革により女子も男子と均しく大学教育を受ける権利を有するようになった。

このようになるまで何故に女子が男子と同等の教育をうけることができなかつたか、それは日本の社会的背景や当時の人々の思想によるものである。即ち封建社会においては女子は家庭的事項を処理するための技術、能力を持っていればそれでよいと考えられ、女子もそれに甘んじていた。従来女子教育を代表していた家庭科の教育に関しても第二次世界大戦の前後ではその内容が大きく変化している。更に近年においては人間教育の基礎として男子も女子も共に学ぶべき学科として小・中・高の学校教育の中に重要な位置を占めるようになった。

女子教育の変遷をみると、女子教育は本来その目的とするところは家事処理技能の習得におかれており、このことは女性観、家庭観

の歴史に深いかかわりをもっている。日本において昔から存在した男尊女卑観や、男は外治、女は内治という考え方が長期にわたり、人との間に浸透して固定観念となり、これより「家事」は女子の専業として定着することになった。そしてこのような行き方が教育の面でも強く打ち出されて来た。しかし近代社会においては家庭をもつと広く且つ新しい視野で捉え、家庭は社会の構成単位であり基盤とする考え方にかわり男女が協力して経営すべきものとの基本理念が確立しつつある。男女の特性はそれぞれがおかれた役割に沿って生かされるべきであり、従来の固定観念は打破され始めた。従って家庭科もその内容を変え、男女が学ぶべき教科であると考えられるようになって来ている。

今回は明治初期からの女子教育の歴史をしらべ、日本の近代化と女子教育との関連を検索する目的で本研究を行なった。即ち明治初期に種々の女子教育論や女性観が論ぜられる中で設置された女子教育機関である「女紅場」について調査を行ったものである。

研究方法は主として文献により行なったが、最も早く設置された京都の女紅場については、文献のほか現地調査を行なった。

因みに“女紅場”とは女紅即ち裁縫をはじめとする女子の手仕事で手芸、技芸等を教育する場を云う。女紅は、女工、女功、女巧等

の字もあてられていた。

〈本論〉

1 女子教育の成立

1) 江戸時代にみる女子教育

石川謙著「日本庶民教育史」¹⁾によれば江戸時代の庶民の女子に対する文字教育は軽視されており、文字教育を行なう寺子屋への就学者は平均して男子100に対して女子8という程度であった。しかも地域差が大きく、商品経済の進んだ地域では文字教育に対する要求も高かったが、自給自足経済が支配的な農村地域では女子の就学者は非常に少なかった。

江戸中期以降には多くの寺子屋が女子を就学させ、裁縫を教えるようになったといわれる。この時代では庶民の間の男女別学や要求はそれ程強く望まれてはいなかった。

江戸末期には女子のために寺子屋のほかに公的教育機関設置を要望する者も出て来た。

当時、東北地方では娘達は寺子屋に行って文字教育を受けなくても家庭で親に手ほどきを受けたり、又、糸ひき宿で年長者から糸ひきの指導を受けながら、他の娘達との交流を通して社会性を身につけて行ったと思われる。農村部における当時の女性は、生活全般をきりもりする力量をもっている統率者の女性が必要とされ、該当する者はいわゆる主婦の座を確立していた。

ここでも一人前の主婦となるためには「学」とよばれる文字を媒介として習得される知識や技術の体系ではなく、直接に自分の体の中に覚えこんで行くような体験的に「生きる力」を身につける方法であった。

武家の子女教育においては、文字による教育を占める比重が高かった。士族は藩校での組織的な教育を受けており、女子もそのような家庭の教育を受け、一定水準の教養を身につけていた。即ち漢籍を読み、和歌をつくり裁縫をするなど一通りの教養を身につけてい

たが、その教育の中心をなしたものは「婦徳」の涵養であり、封建的秩序への服従を基調とするものであった。即ち「文字による教育」はより深い知識を得て幅広い人間をつくる為のものであるが、一方女性を隷属させる手段にもなっていたと考えられる。

2 近代学校の発足と女子教育

1) 女学校の構想

明治以前から女子を就学させる学校を「女学校」とよぶことは行われていた。吉田松陰の「女学校」の構想の提案や1837年(天保8年)の「女学校発起之趣意書」においても府内(江戸)に「少女のための女学校」を建てるように提案されている。

2) 藩による女学校

いくつかの藩では女子を就学させるために学校を開設しようとして、それを「女学校」とよんだ。

松江藩は1871年(明治4年)10月、4ヶ所の女学校を設置し、士族出の女子7才から13才までを入学させ、学則に従って修業させようとしていた。一方農工商の女子は教導所で男女の区別を厳しくして教育した。

名称の上では士族と平民の学校は区別し、例えば出石藩においては、士族のための女学上校と平民のための女学下校を設けており、教育内容は共に読・書・うみ紡ぎ・にたき・琴の弾き方であったが、更に上校では「ピストールの打ち方」を教えた。

岩国藩では、女子の教育を男子と同様であるべきとしながらも暫定的に女学校において身分に関係なく7才から12才まで入学できるようになっていた。

他の諸藩も女学校を設置したが、廃藩置県等の「世勢変遷」によってまもなく廃止されたり改組されていった。このように明治維新の四民平等にもかかわらず、藩立学校は依然として身分や男女の区別を原則としてとり入れていたところが多い。

3) 学制と女子教育

明治維新によって武家中心の封建制度が崩壊し、知識を外に求める開明政策がとられ、近代市民社会の建設がスタートした。しかし明治政府の基本政策は文明開化と富国徴兵であった。教育については、より強力な国家体制を作るための手段として重要視された。

日本の普通教育は「学制」によって開始されたといわれるが国家権力の上から制定されたもので今日に至るもその傾向がみられる。明治5年8月に太政官布告を以て公布された「学制」は教育行政の中央集権体勢を基とし、全国を8大学、各大学区を32中学区、各中学区を210の小学区に区分し、全国に5376の小学校、256の中学校、8の大学をおいて全国的な学校網をつくろうとするものであった。基礎としての小学校は尋常小学校、女児小学、貧人小学、小学私塾、幼稚小学に区分されていた。

当時の「学制」の著しい特色は上述の如く、「学区制」と就学を督促する「督促制」であった。又、「学制理念」の中には福沢諭吉の実利主義の傾向がみられ、これは個人主義、実学主義、皆学、受益者負担主義等四つの点について四民平等の精神に基いて全国民が實際生活に役立つ教育を自ら進んで受けるようにすることであった。

しかしこのような方針のもとに成立した「学制」ではあったが、当時の日本の状況に比べて理想案で、殊に財政面での無理は、授業料を徴収するという形で民衆負担をもたらす結果となり、一般民衆の不満が大きくなった。文部省では「学制着手順序」で学制全体に

ついでの根本的なねらいと共に男女の平等を述べ、一方賢子を育成するのに賢母でなければならぬという思想をうち出し女子教育の実施を第一義と考えていた。

4) 女学校の設立

しかし乍ら実現には、当時の就学率(表1)に見られるように、明治6年では男子は39.9%、女子15.14%、明治8年では男子50.8%、女子18.72%、明治11年では男子57.6%、女子23.5%となっており、特に女子の就学率が低かった。その原因は、女子の教育は家庭でなすもので、学校教育は不要であるという考え方が根強くあったためであろう。そして学制の最初のねらいであった男女平等の考え方は当時の日本の現実にはそわないことが分り、男女の役割に従った教育へと移行して行った。

例えば女子の就学を督促するために女児小学を設けたり女子向けの教科、教則を設け特に一般教科の他に手芸を教えるというような措置がなされた。

そしてこの時代にいわゆる女学校が発足したが、当初その内容は小学校の教育であった。後になって女子中学校、高等女学校へと改称されて行った。

明治4年に東京に官立の女学校が設置され、これは西洋の女教師によって女子教育を企画したものであるが、入学年令を8~15才とされているところから、中学教育の意図は明らかに示されていないと思われる。

明治8年に教則を改正して小学校卒業の女子で14~17才未満を入学資格とし、この時に始めて女子中等教育機関としての性格が明らかにされた。

表1 全国小学校男女別就学率(文部省年表)

明治	6	7	8	9	10	11	12	13	14	年
男子	39.3	46.2	50.5	54.2	56.0	57.6	58.2	58.7	60.0	%
女子	15.1	17.1	18.6	21.0	22.5	23.5	22.6	21.9	24.7	%
平均	28.1	32.3	35.2	38.3	39.3	41.3	41.6	41.1	43.0	%

その後、明治10年この女学校は廃校になり東京女子師範学校に収容されたが、15年付属高等女学校を新設し、以来正規の女子中等教育機関として高等女学校が存在するようになった。

明治12年の「教育令」によると小学校以外の学校においては男女の教場を同じにしてはならないという原則が確立され、男女の復習すべき教科も著しく異なっていた。女子中等教育は中流以上の社会の女子を対象とする温淑温和な婦徳を育成することを目的としたものであった。

6) 女紅場の出現

前述の女児小学は学制を補うという意図で全国に設立されたが、この時代にこれに類する機関として設立された「女紅場」は民衆自身が必要に応じて民衆の要求をとりいれて誕生したものである。

当時の女児小学の数は全国で0.5%の設置に過ぎなかった上、教科の殆どが普通小学は変わらないことから、一般民衆はすぐに女子を学校に通わせる必要を感じなかった。

しかし生活力をつけるための女紅場での教育は京都、大阪など関西を中心に民衆の要求を反映したのとして、又、大阪では従来のお針屋教育と学制を融合させたものとして女子の就学率を向上させる役割は果たしたと考えられる。

一方貴族、士族達の子女についてみると、彼等は当時の学制下の学校に入学させることを好まず、外国語学校へ入学させた。これは貴族意識というものを強くもっていたことに起因するものであろう。

その外国語学校から分れたものに京都の英学校があり、更にそこに女紅場が付設された。英学校及び女紅場では何れも女紅の教育を行い、女子としての生活能力を授け、更に英学校で課する外国語教育を女紅場生徒にも選択で教え、時代の先端を行く女性を育成することを目的とした。

2 女紅場について（その類型）

1) 新英学校付設の女紅場（女紅場の原型）

明治3年から4年かけ京都に設立された新英学校に女紅場が付設された。実生活を生きぬく女性が必要とするものを学ぶ場とするという教育の理念があった。

当時の京都は東京遷都後で、産業の発達に力を入れていた。従って女紅教育にも養蚕、糸挽き、機織、裁縫衣服製作の全過程を含み、当時の勸業政策に合致した教育が行われていた。この為、華士族の子女にとってはこのような労働教育を行なう女紅教育は受け入れられず裁縫を中心としたものによって変わって行き次いで工芸発展のために手芸の教育等も重視して行われた。

その後明治15年京都女学校規則が改正された女学校に普通科と女子師範科をおき、女紅場にあたるものとして手芸専修科をおくようになった。このような形で女子教育は続けられたが、時代の推移と共に性格が変わり、学問の中に生活を取りこもうとした女子教育から学問を中心とした女子教育へと変わって行った。

2) 市中女紅場、郡部女紅場＝市郡女紅場

女子就学のために女児小学に類するものとして小学校に付設された。場所は市中に設立されたものと郡部に設立されたものがあった。しかし、華士族は子弟を女紅場には通わせず、欧学舎（外国語学校）などに通わせる傾向にあった。もともとは一般家庭の子女を対象にしたが、この中でも行政面で統制しようとした大阪、境の女紅場と生産生活面に結びついていた京都の女紅場などがあり、前者は就学率の向上、婦道の教育を徹底する意図がみられ、後者は教育と生産活動を目的とする民衆の要求が反映していたと考えられる。

これらの市郡女紅場はこうにして固有の女子教育として成立したが、歴史の上では

10年から20年の間にその名称はなくなって行った。

女紅場は学制や教育令の枠外であったが、地域の実情に合わせて成立した教育の場として、最初の教育令では許容されていた。その後、英学校や女紅場にも改革案が出され女紅場の教育内容が学校教育の中に位置づけられるようになって行った。

3) 勸業女紅場

生活能力をもっとも強調していたのが、新潟の女紅場である、これは没落士族や貧民の救済、勸業、教育の三つの実現を目指した勸業女工場であった。

小学校教則に準ずる一般教養と機織、製糸の技術を教える内容をもつもので、文部省はこれらは教育の場ではなく「営業会社」として位置づけた。

4) 遊所女紅場

京都には女紅場の類型として遊所の芸娼妓に正業を授けるという性格をもつ女紅場が設立された。即ち島原、祇園、先斗町、上七軒、その他市内で遊所のある所につくられたもので、芸娼妓解放令、人身売買禁止令に呼応して経営者が設立したものである。

遊女や芸妓たちを正業につかせるという慈

善主義から発したと云われ、祇園の規則では、区内の婦女子は小学校を終えると必ずこの女紅場に入り女紅教育を受けなければならないと決められていた。前述のように彼女らを正業につかせることを目指しているので実技の講習や商取引上の知識を教授した、かなり程度の高い職業教育であったとも考えられる。その後、女紅場生徒教導規則が制定され、読書、算術、習字、講話等一般教養科目の教育が始まり、多くの非就学の子女には小学校の役割を果たした。

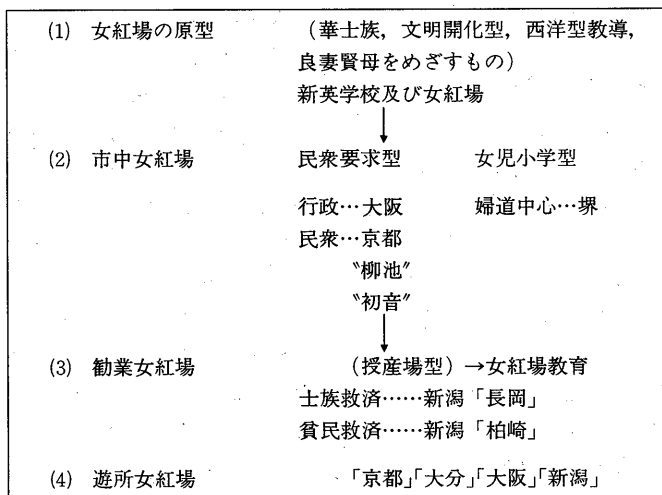
このように一方においては、華士族から平民の子女のみでなく芸娼妓にわたるまでの教育機関として女紅場の存在は意義をもっていたが、他方文明開化の風潮として花街を維持させるため、遊女たちをひきとめておく方策として行われていたことも否定できない。これは社会非難から逃れるための一策であったと考えられる。

以上、日本で最も早く設立された京都の女紅場について、四つの分類を述べたが、その後、各地に普及された。

3 各地の女紅場

京都以外にも各地に女紅場が設立されたが、

表2 性格による女紅場の分類



地域により、それぞれの性格は異なったものであった。

これらの女紅場を設立時の性格によって分類すると表2のようになる。

〈総括〉

以上述べた各地の女紅場は明治15年頃に歴史の上でその名称を解消している。そして女紅場の内容の一部は学制の中の学校教育の中にくみこまれた。

江戸時代より行われてきた女子の教育は限られた身分の者しか受けられなかったが、学制頒布に伴い、男女均しく教育を受けなければならないことと定められた。

しかし実情は女子で教育を受ける者は僅少であり、一般の人々の考え方も女子には「文字教育」よりも実生活に役立つ女紅の教育をすることが必要であるとされており、この線に沿って女紅場が設立された。

当初、女紅場のもつ教育目的は生活能力の育成にあったので、生活する技量をもたせたことでは一応その目的を果して来たが産業発達に伴いその産業構造の中に女性の力量がくみこまれ性格が変わり、女紅場の名称も消えて行った。

当時の学制によって果し得なかった女子の教育は明治の初期には一部の地域でこのような形で、あらゆる身分の女子に対して行われて来たわけである。

前述の分類にみられるように当時の社会では華士族の教育、一般民衆の教育、没落士族、貧民救済のための生産的な教育、遊女の教育という必要に応じた階層別教育が民間の人達

の要望に答えて試みられたことは、女子教育の原点として注目すべき事柄と考える。

時代が進み、現代では男女の差なく広く一般の子女の教育が行なわれるようになり、人間の生活を基盤においた多くの研究が行なわれるようになったことを考える時、その出発点となった女紅場の歴史は現在の小学校、中学校、高等学校の教育内容にみられる生活を基盤とする教育のあり方の源をなすものとして意義深いものである。

参考文献

- 1) 片山清一：明治10年代の女子教育論、1970
- 2) 坂本清泉：女紅場の研究、大分大学教育紀要 5-1 (1976)
- 3) 坂本智恵子：近代日本女子教育の成立と女紅場、別府大学紀要
- 4) 坂本智恵子：女紅場の研究(1)16 (1975)
- 5) " " (2)17 (1976)
- 6) 国立教育研究所編：日本近代教育百年史
- 7) 海原徹：日本史小百科-15小学校」近藤出版社
- 8) 常見育男：家庭科教育史、光生館、1976
- 9) 牛込ちえ：被服教育の変遷と発達、家政教育社、1970
- 10) 深谷昌志：良妻賢母主義の教育、黎明書房、1966
- 11) 亀高京子他：家庭科教育法、教育出版社、1990